

大使館便り

第265号 令和7年5月9日
在ポルトガル日本国大使館

1. 在ポルトガル日本国大使館事務所の移転について

当大使館は、Rua Ramalho Ortigão 51, 6º andar（注：ANACOMのビル内）に移転しました。

2. 政治・経済関係

（1）ポルトガル議会総選挙実施に向けての活動

5月18日に予定されている共和国議会選挙に向け、4月上旬から4月末にかけて、政党間のTV討論が実施されました、また、5月4日から街頭での選挙活動が解禁となりました。主要政党のリーダーたちは、全国各地で支持を訴えています。

（2）4月25日革命記念式典等の実施

4月25日、共和国議会において1974年のカーネーション革命記念式典が行われ、マルセロ・レベロ・デ・ソウザ大統領、ジョゼ・アギアール＝ブランコ共和国議会議長、モンテネグロ首相など関係者が出席しました。当日は、リスボン市内のリベルダーデ通りでは恒例のパレードが行われましたが、ローマ教皇フランシスコ教皇の逝去に伴う「国喪」のため、一部の行事が中止・延期されました。

（3）ポルトガル全土での停電（4月28日）

4月28日11時30分頃、ポルトガル全土で大規模な停電が発生し、電話回線やインターネット、鉄道や地下鉄、空港が大きな影響を受けました。同日19時頃から段階的に復旧が始まり、23時頃には都市圏の大部分で電力と通信網の復旧が確認されました。停電直後、「欧州15か国で大停電が発生した」、「フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が、停電はロシアの攻撃によるものだと明言した」等の情報が流布されましたが、後に誤情報であると報道されました。28日15時20分、緊急招集された閣僚評議会の後、モンテネグロ首相は、「原因はポルトガル外にあり、サイバー攻撃の痕跡はない」と発表しました。18時30分、送電最大手REN社 (Redes Energeticas Nacionais) は記者会見で、停電が発生したのはスペイン、ポルトガル、フランスのスペインとの国境地方の

一部であり、原因は特定できていないとしつつも、停電直前にスペインの送電網に大きな電圧振動が観測されたと発表しました。

これを受けて、29日朝、緊急閣僚評議会が招集され、モンテネグロ首相は、ポルトガル政府は、「深刻で、前例がなく、予期せぬ事態に直面しながらもポルトガルの対応は非常に前向きでうまく機能した」と述べました。「ポルトガルに原因がないこの深刻な問題について、解明の努力を惜しまない」とし、EUに対し、停電の原因を究明するための「独立監査」の実施を要請する予定であると発表しました。また、モンテネグロ首相は、「電力システムの強靱性と回復力、重要インフラとサービスの強靱性、さらには市民保護システムと保健分野の機能に関し、この危機への対応メカニズムの評価を実施する」ため、ポルトガルに独立した技術委員会を設置することを発表しました。

（４）国際通貨基金（IMF）によるポルトガル経済見通し

4月22日、国際通貨基金（IMF）は世界経済見通しを発表しました。ポルトガルの経済成長率2025年が2.0%、2026年が1.7%と予測されており、いずれも2024年10月時点のから0.3ポイントの下方修正となりました。

インフレ率は2025年が1.9%、2026年が2.1%と見込まれています。また、失業率は2024年6.5%、2025年6.3%と予測されています。

3. 広報・文化関係

（報告）

（１）ラゴス市における「大航海祭」の開催

4月30日から5月3日にかけて、アルガルヴェ地方のラゴス市において、2年に一度開催されるFestival dos Descobrimentos（大航海祭）が開催され、本年は日本がテーマとなったこともあり、太田大使もオープニングに参加しました。太田大使は、4月30日に開催された仮装行列に参加した他、5月1日の剣道デモンストラーションや、TUNIPEX社及びJETROによるマグロの解体ショーを視察しました。JUNIPER社とJETROのマグロの解体ショーの後には、当館の佐藤公邸料理人も協力し、マグロのにぎり寿司や日本酒がふるまわれ、千人以上の来訪者が日本食を楽しみました。

また、5月3～4日には、大使館が出展し、日本スペースでワークショップや日本紹介を行い、多くの来訪者に日本文化の紹介を行いました。

（２）リスボン日本語補習授業校及びポルト日本語補習授業校入学式

4月5日、リスボン日本語補習授業校及びポルト日本語補習授業校で、入学式が執り行われました。太田大使及び龍野参事官がそれぞれに出席しました。ご入

学おめでとうございます。しっかりと学び、友達と楽しい思い出を沢山作って
いってください。



（３）令和７年春の日本人叙勲（正法地延光 リスボン日本語補習授業校校長の 旭日双光章）

日本時間４月２９日、令和７年春の叙勲の受章者が発表され、当地では正法地延光リスボン日本語補習授業校校長が旭日双光章を受章されました。同氏への叙勲は、ポルトガルにおける日本語普及、及び日本とポルトガル原子力工学分野における学術交流の促進に寄与された功績によるものです。おめでとうございます。

https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_01085.html

（イベント）

(1) イベロアニメの開催

5月17～18日の週末、サンタレン市の国立展示場 CNEMA において、日本のポップカルチャーイベント「Iberanime」が開催予定です。大使館も出展予定です。

日時：5月17日10時半～20時、5月18日 10時～19時

場所：サンタレン市CNEMA (Quinta das Cegonhas, Santarém)

詳細サイト：<https://www.iberanime.com/>

(2) 田中べにこ氏 影絵公演『天正遣欧使節団の旅 TENSHO』

当地在住の日本人アーティスト田中べにこさんによる影絵作品が、リスボン市内の美術館 Casa Ásia にて上演される予定です。鉄砲伝来からザビエルさんと続き、セミナリヨでキリスト教を学んだ少年たちが二年半かけてポルトガルへ到着、その後の波乱万丈を描いた16世紀の旅物語が描かれます。(予約制入場無料)

上演言語 // ポルトガル語 //

日時： 5月18日19時～ (上演時間40分)

場所：Casa Ásia – Coleção Francisco Capelo

予約先メールアドレス ca.cfc@scml.pt (ポルトガル語のみ)

サイト <https://casaasia-cfc.scml.pt/dia-internacional-dos-museus/>



(3) いとあやつり人形劇団みのむし公演

日本から来訪予定の人形劇団「みのむし」による、日本の伝統的人形操作技法の「いとあやつり」による、マリオネット人形劇が、エスピーニョ市、エヴォラ市、リスボン市の国内3カ所で開催予定です。当地在住アーティストの田中べにこさんプロデュースにより、日本の説話「岩見重太郎」の怪物退治のお話を上演予定。詳細は各開催地のサイトを御覧ください。

問い合わせ：info.benikotanaka@gmail.com

『岩見重太郎・狒々退治の段』 Samurai - Iwami Jyutaro

・上演言語 // 日本語、ところどころポルトガル語 // 上演時間 45 分

日時：5月30日 MAR 国際人形劇フェスティバル（エスピーニョ市）エスピーニョ市立美術館 21時半 先着順入場無料

サイト <https://mar.marionetasmandragora.pt/event?id=219>

6月3－8日 BIME 国際人形劇フェスティバル（エヴォラ市）ガルシア・デ・レゼンデ劇場公演時間はサイトにて近日発表 // チケット制

サイト <https://bime.pt>

6月14、15日 マリオネット博物館（リスボン市）リスボン・マリオネット博物館 14日・16時 15日・11時 // チケット制

サイト <https://www.museudamarioneta.pt/pt/programacao/>



（４）こどもの日合気道イベントの開催

ポルトガル合気道文化協会（ASSOCIAÇÃO CULTURAL PORTUGUESA DE AIKIDŌ）は、同協会の創立 20 周年記念行事の一環として、ピニャル・ノヴォにて合気道の普及を目的としたイベントを開催予定です。

日時：6月1日（日）9時～15時

場所：Pavilhão Municipal de Pinhal Novo (Rua Sociedade Filarmónica União Agrícola, nº 2, 2955-104 Pinhal Novo)

詳細：<https://www.acpaikido.com/>



(5) 大阪・関西万博の国内関連イベント「Osaka in Portugal」

4月13日から、いよいよ大阪・関西万博が開催されます。ポルトガルの万博参加の一端として、ポルトガル国内でも万博の機運を盛り上げるべく、ポルトガル投資貿易振興庁（AICEP）のイニシティブで、「Osaka in Portugal」と題した文化イベントシリーズが国内各地で開催されています。イベントスケジュールについては、ポルトガル政府による特設サイトをご覧ください。



URL : <https://portugalexpo2025.pt/pt/osaka-em-portugal/>

電話 : 217 909 500 (月曜～日曜 9:00～21:00)

メールアドレス : expo.osaka@portugalglobal.pt

(6) リスボン日本語補習授業校 講師・ボランティア 随時募集

リスボン日本語補習授業校にて講師・ボランティアを募集しています。詳細については下記までお問い合わせください。

リスボン日本語補習授業校は、ポルトガル国在留の在留邦人子女に対し日本の義務教育課程に準拠した補習教育を行っています。現在、講師・ボランティアを募集しております。

○講師：

対象：幼稚部～中学3年生

業務内容：日本語の授業、教材作成、行事への参加など

応募資格：日本語教育の経験、またはそれに準ずる知識・能力をお持ちの方

○ボランティア：

業務内容：授業補助、教師補助など

応募資格：日本語能力があり、子どもが好きで、ボランティア活動に興味のある方

勤務日： 毎週土曜、8：45～13：15

勤務地： リスボン日本語補習授業校（詳細は、以下 HP を御覧ください。）

（補習校 HP： <https://lisbon-jschool.wixsite.com/lisbon-jschool> ）

その他： 詳細は面接時に説明いたします。

応募方法： 履歴書と希望動機を lisbon.japanese.school@gmail.com までお送りください。

（お知らせ）

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えて E メールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jp まで御連絡ください。

4. 領事関係

（1）旅券の集中作成「2025年旅券」に関するお知らせ

ア 2025年3月24日から、旅券の偽変造対策を強化するため、人定事項ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給が開始しました。

イ それに伴い、旅券は日本国内で作成され、当館まで配送されることとなるため、4週間程度の日数を要することとなります。なお、日本国内での申請の場合は、2週間程度の日数を要します。

ウ 交付日については、申請時に予定時期（目途）をお伝えし、具体的な交付日は交付準備が整った段階であらためて御連絡いたします（窓口での書面申請の場合は電話連絡、ORR ネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメールを送信します。）。

※ 仮受付（郵送申請）サービスの終了

これまで、当館から遠方にお住まいの方については、領事出張サービス実施日や、あらかじめお約束いただいた日に旅券をお受け取りいただく前提で、旅券発給申請書を事前郵送いただき、予約いただいた日に旅券を交付するサービスを行ってきました。しかしながら、旅券の集中作成開始に伴い、こうした対応が困難となるため、2025年3月24日以降、郵送による事前申請に基づき領事出張サービス実施日や来館日に旅券を交付するサービスは終了しました。

このため、遠隔地にお住まいの方や来館時に交付を希望される方は、オンライン申請の利用を是非とも御検討ください。オンラインにて申請頂ければ、来館いただくのは交付の際のみとなります。電子申請の利用方法は、[当館 HP](#) から御確認いただけます。

（2）在外公館で旅券及び証明を申請する際の戸籍謄（抄）本の提出について

令和7年3月24日（月）以降より、外務省と法務省間で戸籍情報のシステム連携が開始されました。これにより、旅券の申請及び戸籍謄本の提出を必要とする証明の申請（例：パスポートの新規申請や婚姻証明など）において、申請者が「戸籍電子証明書提供用識別符号」（以下「符号」）を在外公館窓口に提示することにより、在外公館側で戸籍電子証明書（電子的に戸籍情報を証明したもの）を確認することが可能となるため、紙の戸籍謄（抄）本の提出が不要になります。

※「符号」は、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード（16桁の数字、有効期間3か月）です。マイナポータル上（無料）又は市町村窓口（有料）で取得できます。「符号」の取得に関する詳細は市町村のHP等でご確認ください。

※マイナポータル上での「符号」の取得方法は、[こちら](#)を確認ください。

「オンライン在留届（ORRネット）」から旅券及び証明のオンライン申請をする場合は、あらかじめ取得した符号を申請画面で入力することにより、戸籍電子証明書をオンラインで提出できます。また、窓口申請においても、「符号」の提示が可能です。

（参考）

●[旅券のオンライン申請](#)

●[証明のオンライン申請](#)

（３）海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方には、在外選挙人登録申請の際、本人出頭を免除する[特例措置（ビデオ通話による申請）](#)も採用しています。御希望の方は事前に当館まで御相談ください。

イ 在外選挙人証交付の迅速化の取組について

2024年7月19日から、公職選挙法施行令の一部改正による、在外選挙人証の交付に要する期間を大幅に短縮するための取組が始まっています。

従来、在外選挙人証は、市区町村選挙管理委員会が発行し、外務本省を経由して在外公館に送付していました。これが、7月19日以降は、市区町村選挙管理委員会から在外公館にメールでデータを送付し、在外公館で書面に出力し、申請者に交付する方式に変更されています。

この取組により、在外投票の際に必要な在外選挙人証の申請から交付までの時間が大幅に短縮されることとなり、在留邦人の皆様の利便性の向上につながっています。

本年7月には参議院議員通常選挙が予定されております。在外選挙人証の交付までに一定の日数が必要となりますので、お早めの申請を御検討ください。

詳細は[外務省ホームページ該当ページ](#)を御覧ください。

（４）マイナンバーカード申請・交付業務の開始

２０２４年５月２７日から、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できることになりました。また、現在マイナンバーカードを持っていない国外在住者（２０１５年１０月５日以降に国外転出をしている方に限る。）も国外転出向けマイナンバーカードを領事窓口で申請することが可能になりました。各種申請・手続きについては、当館 [HP](#)（領事情報から「マイナンバーカード」のリンク）を御参照ください。

（５）新事務所での領事窓口の御案内（２０２４年３月に大使館は移転しました。）

２０２４年３月に、在ポルトガル日本大使館は新事務所（Rua Ramalho Ortigão 51、ANACOMビルの６階。）へ移転しました。領事班の連絡先及び窓口時間に変更はございません。大使館の住所の地図等、詳細は [当館HP該当ページ](#) を御覧ください。

（６）一部証明書のオンライン申請及びクレジットカード等によるオンライン決済の開始

各種証明（一部を除く）のオンライン申請及びこれらの手数料のクレジットカード（デビットカード含む、以下同様。）によるオンライン決済が可能となっています。これまでは、平日の昼間に窓口に来館されて申請を行っていただく必要がございましたが、これからは、夜間、休日問わずオンラインで申請いただけますので、是非ご利用ください。詳細は、当館 [HP](#) 該当ページを御覧ください。

（７）日本入国に際する畜産物や植物の持ち込みについて

詳細は以下のリンク（農林水産省）を御確認ください。

（動物検疫）<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

（植物防疫）<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

○植物防疫所ウェブサイト

「[植物や土が同封されている外国製品の購入に関する注意点](#)」

「[よくあるご質問（海外からの持ち込み編）](#)」

「植物にも検疫が必要です [（旅行者（携行品））](#)」

「[海外から野菜や果物を持ち込む際の規制](#)」

○動物検疫に係るウェブサイト

動画「海外からの家畜伝染病を防げ！」

(15 秒版) <https://youtu.be/o5NWjzQpFpA>

(30 秒版) https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html ※各
言語字幕版

「[輸入動物検疫等に係るよくあるお問い合わせ](#)」

「[家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～](#)」

「[肉製品などのおみやげについて（持ち込み）](#)」

（８）「在留届」に関するお願い

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて３か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務付けられています。届け出は[オンライン在留届（ORRネット）のサイト](#)からお願いします。

また、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」の御提出も上記リンクから手続きくださいますよう、お願いします。

（９）第三国に出国の際の「たびレジ」登録のお願い

渡航先の最新の安全情報が確認できます。御登録は[こちら](#)から。

（１０）日本における消費税免税制度

２０２３年４月１日から、以下の要件を満たす方は免税購入対象者となります。在留証明の申請についてはこちらを御確認ください。→

(https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000098.html)（観光庁HPから
の一部抜粋）

ア 外国籍を有する非居住者

- ・「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を有する者
- ・出入国管理及び難民認定法第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者

イ 日本国籍を有する非居住者

- ・国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することを在留証明又は戸籍の附票の写しにより確認がされた者※

※在留証明、戸籍の附票の写しは、免税購入対象者が最後に入国した日から起算して６か月前の日以後に作成されたものにて確認する必要があります。

（１１）御来館時のお願い

領事窓口は予約制を採用しています。

大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 (emb-japan.go.jp)

領事手数料は、窓口で現金のみの取り扱いとなっています。御来館に際し、お釣りのないように御準備ください。